

書類審査

令和元年度 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金 評価表 NO. 23

所管部課名	高齢・介護福祉課	担当者	福留 慎一					
事務事業名	介護保険一般事務事業費							
根拠法令	市民福祉部補助金等交付要綱及び特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和元年度 予算額	600 千円	国県支出金 千円	一般財源 600 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	当該補助事業等の利用者に係る利用日数・回数（年間利用者延人数）		1,000人	令和6年度				
成果指標②								
補助対象者	離島地域に所在し対象サービスを提供する事業所で、特別地域加算利用者負担額軽減事業を実施しようとする介護保険サービス提供事業所とする。							
補助対象経費	本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算がないとした場合の利用者負担額を控除した額について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。							
補助対象事業・活動の内容	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護 (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護 (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護 (4) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与 (5) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護 (6) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護 (7) 法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与 (8) 法第115条の4第1項第1号イに規定する第一号訪問事業							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☒ その他						
補助金額又は補助率	特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の額は、利用者から徴しなかった軽減相当額とする。							
上記項目の積算方法	特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金は、本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算がないとした場合の利用者負担額を控除した額について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。							
補助を 受ける 事業 （団体 等） の 状況	項目		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	368,429	100.0%	429,019	100.0%	342,061	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	368,429	100.0%	429,019	100.0%	342,061	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	368,429	100.0%	429,019	100.0%	342,061	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	368,429	100.0%	429,019	100.0%	342,061	100.0%	
支出計/前年度支出計				116.4%		79.7%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		2		3		2		
成果指標の推移①		964人（年間利用者延人数）		1,027人（年間利用者延人数）		946人（年間利用者延人数）		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」 【事業のPR方法】事業の内容から、PRについては特に行っていない。 【費用対効果】高齢化率については伸びる傾向にはあるが、施設入所へ移行する者もあり今後も横ばい傾向にあると思われる。 【補助事業以外の事業】居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域間格差を埋める公益性を持っている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	甌島地域に在住し訪問介護・看護サービス利用者に対しては15%の特別地域加算が付される事となっている。本土と同じサービスを受給するにあたって、地域間格差のハンディを埋める為の補助である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地域間格差を埋めるため有効な事業である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助の対象となる事業については、人員や設備の基準を満たし、鹿児島県や薩摩川内市から事業所指定を受けたサービス事業所しか実施することができないため。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金交付が最も適当な政策手段であると考えている。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	特別地域加算額15%となっている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 地域間格差是正のため、現状のまま継続する。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 現行のまま実施する。		≪まとめ≫

特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「離島地域」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された本市の離島振興対策実施地域をいう。

2 この要領において「対象サービス」とは、次の各号に掲げるサービスとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護
- (4) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与
- (5) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (6) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護
- (7) 法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与
- (8) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業

3 この要領において「利用者負担額」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費又は法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額をいう。

（補助事業等の要件）

第3条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金に係る補助事業等は、離島地域における介護保険サービスの利用者負担の均衡と利用促進に資するものでなければならない。

（補助金の交付対象者）

第4条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の交付対象となる者は、離島地域に所在し対象サービスを提供する事業所で、特別地域加算利用者負担額軽減事業を実施しようとする介護保険サービス提供事業所とする。

（補助金の額）

第5条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の額は、次条に定める額のうち利用者から徴しなかった軽減相当額とする。

（補助対象経費）

第6条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金は、本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算がないとした場合の利用者負担額を控除した額について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。

（交付の申請）

第7条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

2 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実施計画書（様式第1号）

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（交付の基準）

第8条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第3条の要件を満たさない場合

(2) 生活保護の被保護者、介護保険料の滞納による支払方法の変更又は給付額の減額になっている者が対象サービスを利用する場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、当該申請者に特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第9条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実績報告書（様式第1号）

(2) 実績明細書（様式第2号）

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第10条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 当該補助事業等の利用者に係る利用日数・回数

(2) 当該補助事業等の利用者に係る介護度の推移

（補助事業者等の責務）

第11条 特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の介護保険事業の推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。